

## 豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相談支援従事者の確保を図るため、指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）に規定する相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了した者が勤務する法人に対し交付する豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金（以下「助成金」という。）に関する、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成金の交付の対象となる法人（以下「対象法人」という。）は、次の各号のいずれかの事業所を豊川市の区域内に設置している法人とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、一の会計年度において、対象法人がその従業員（以下「対象従業員」という。）に受講させた初任者研修の受講料1人分に相当する額とする。

2 研修を受講させた日の属する年度の翌々年度までに、事業所の新設等により、前条の規定を満たした場合、次条の規定による申請を事業所の設置後初めて行った対象法人については、助成金の額は、前項の規定による額に、当該年度の前々年度から前年度に対象法人が従業員に受講させた初任者研修の受講料を一の会計年度につき1人分に相当する額を加えた額とする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象法人は、対象従業員に初任者研修を受講させ、且つ、第2条の要件を満たした日の属する会計年度の末日までに、豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 初任者研修の受講料の支払を証する書類の写し
- (2) 初任者研修の修了を証する書類の写し
- (3) 人員の配置要件に係る誓約書（様式第2号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の申請書の提出をもってこれに代える。

（交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當であると認めたときは、助成金の交付を決定し、豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた対象法人は、当該通知の日から10日以内に、豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

4 規則第14条に規定する補助金等の額の確定は、第1項の交付決定の通知をもってこれに代える。

（交付の条件）

第6条 前条第3項の規定により助成金の交付を受けた対象法人は、助成金の対象となった初任者研修を受講した対象従業員を、初任者研修を受講した日の属する年度の翌年度の初日（対象従業員が第3条第2項の規定に該当するときは、対象法人が豊川市の区域内に第2条各号に掲げる事業所を設置した日の属する年度の翌年度の初日（当該事業所を設置した日が年度の初日であるときは当該年度の初日））から2年間（以下「配属期間」という。）、豊川市の区域内に設置した第2条各号の事業所

（以下「市内事業所」という。）に配属しなければならない。

- 2 前項の場合において、対象法人は、やむを得ない事由により対象従業員を市内事業所に配属することができなくなったときは、当該対象従業員に代えて、当該対象従業員の配属期間の残存期間について、初任者研修を受講した他の従業員（他の対象従業員であって、配属期間に残存期間がある者を除く。）を配属させる等の措置を講じなければならない。
- 3 配属期間を満たした場合、豊川市補助金等に関する規則第13条に基づく実績報告として、その時点の人員配置を証明した書類を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

**第7条** 市長は、対象法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2) 前条の要件に違反したとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したときその他市長が不適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付決定取消通知書（様式第5号）により対象法人に通知し、交付した助成金の返還を求める。

（委任）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付申請書

年　月　日

（宛先） 豊川市長

（申請者） 法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

法人電話番号

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金の交付を受けたいので、豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

研修名	相談支援従事者初任者研修
研修終了日	年　月　日
研修受講料	円
交付申請額	円
勤務先	対象者 事業所名 所在地
添付書類	<input type="checkbox"/> 研修を修了したことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> 研修の受講料の領収書の写し <input type="checkbox"/> 人員の配置要件に係る誓約書

様式第2号（第4条関係）

人員の配置要件に係る誓約書

年　月　日

（宛先） 豊川市長

（申請者） 法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

法人電話番号

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付要綱第4条の規定に基づき、  
人員の配置要件について、下記のとおり満たすよう誓約をいたします。

法人名	
事業所名	
事業所所在地	
相談支援従事者名	
勤務期間	年　月　日から2年以上

上記に係る条件を満たさない場合は、障害福祉課と協議のうえ、人員の配置要件を満たすよう当該事由の発生した日から2年以内に必要な措置を講じます。

様式第3号（第5条関係）

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付決定通知書

第 号

年 月 日

法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

年 月 日付けで申請のありました豊川市相談支援従事者初任者  
研修費助成金について、次のとおり交付することに決定しました。

豊川市長

印

記

交付決定額 金 円

様式第4号（第5条関係）

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金請求書

年　月　日

(宛先) 豊川市長

(申請者) 法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

法人電話番号

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
預金種別	普通	・ 当座
口座番号		
ふりがな		
口座名義		

様式第5号（第7条関係）

豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付決定取消通知書

第 号

年 月 日

法人所在地

法人の名称

代表者職氏名

年 月 日付けで交付決定した豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金について、豊川市相談支援従事者初任者研修費助成金交付要綱第7条第1項 号に該当すると認められますので、下記のとおり交付決定を取り消します。

つきましては、既に交付した助成金を別添納付書にて下記の期限までに返還してください。

豊川市長

印

記

取消決定額 金 円

取消理由